

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

年初めから民商の仲間をおおいに増やそう

「強引に1年での完納を迫る」特別滞納整理課の問題で再度話し合い

12月9日（火）14時から、西部民商森会長はじめ、名古屋市内6つの民商から事務局が参加し、収納対策課長と話し合いました。日本共産党の市議3人も同席。森会長から開会のあいさつを行いました。民商から、「北部民商のMさんと南民商の事例について、実際に課長から市税事務所に確認したかどうかお聞きしたい」と発言。横井収納対策課長は、「Mさんの換価の猶予を延長しなかった内容について、市税事務所に理由を聞き、私自身は納得しましたが、個人の情報のため、言えない。本人にしっかり説明したのかと、そういう部分では足りてないことがあったのではないかと。滞納整理課には指導した。本人あるいは本人と一緒に来てもらえば、理由は説明します」と答えました。さらに「国税の納税の猶予の取扱い要領には、基本的に猶予期間は1年だけれども、最終月に残りを記入して処理する。その時になったらあらためて猶予するかどうか検討するということだ」と質すと、「猶予の途中で、取引先がだめになったとか、災害にあったとか特別な事情があれば、最大2年まで延長できる。ただし差し押さえることで事業や生活が困難になるというだけでは該当しない」「前提として誠実な納税の意思が無ければ」と返答しました。「誠実な意思とは？」との質問には、「過去において期限内に納税していたか、優先的に納税に取り組んでいるか」「納税のための経費節約、資金調達の努力がなされているかどうか」等の説明。田口市議から、「猶予の延長の申請を出したうえで、こういう理由で却下するとか許可するとか、手続きを踏まえることが必要では」と指摘がありました。



「収支の資料を作成したが、担当者は見もせず、早期の完納を強要した」など、現場でのひどい対応について、改善を重ねて求めました。「猶予期間は最大二年」「猶予の延長について本人に説明すべき、延長できない場合

インボイス制度「2割特例」⇒「3割」・「8割控除」⇒「7割」に？

「令和8年度与党税制大綱」では、消費税のインボイス制度の経過措置について、対象者や控除内容を見直した上で、適用期限を延長するとされました。インボイス制度を登録したことにより、免税事業者から課税事業者となった場合の「2割特例」については、「3割」（個人事業者のみ）に。免税事業者からの課税仕入に関する税額控除については、最終的な適用期限を2年延長した上で、引き上げペースと幅が見直されます。具体的には、8年（2026年）10月からは7割、10年（2028年）10月から5割、12年（2030年）10月から3割と段階的に縮減、13年（2031年）9月末で適用を終了する、としています。民商・全商連は12月20日の声明で「2割特例から3割特例では、消費税の納税額を1.5倍へと増やし、8割特例からの縮減は、インボイス制度の登録圧力を強め、小規模事業者の淘汰や取引排除を広げかねない」と厳しく批判。「消費税減

2026.1.18 お千代保さん 初詣と近江牛の昼食 ～新春バスツアー～

名古屋北部民商・共済会では、日頃の疲れを癒し、会員どうしの親睦を深めるための「バスツアー」を行います。道の駅「あいとうマーガレットステーション」でのお買い物やお千代保さんでの初詣など楽しみましょう。

定員まであとわずか、早めにお申込みください。

<参加費> 8500円（共済会未加入の方は10000円） 各支部から補助があります



集合時間・場所

- ① 1月18日（日）午前8時20分 東大曾根交差点南西へ20m 三宅眼科前
- ② 1月18日（日）午前8時30分 黒川交差点西へ70m 百五銀行黒川支店前